

いの町 第3次振興計画

ダイジェスト版

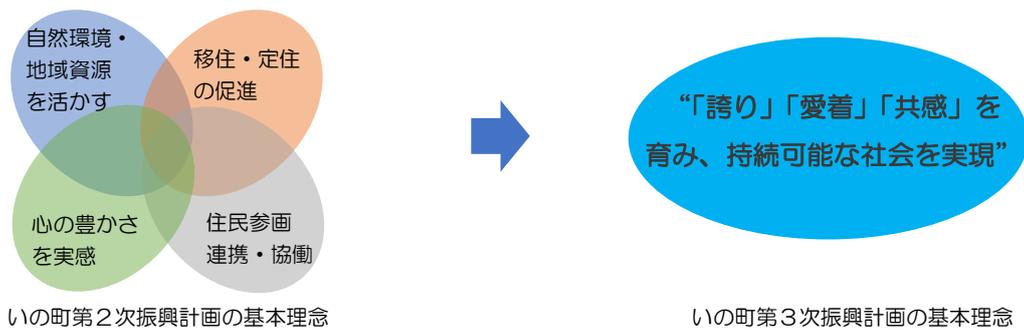
令和7年4月
いの町

基本理念

いの町第3次振興計画においては、第2次振興計画の4つの基本理念を引き継ぎながら、現在の社会情勢に対応できる持続可能なまちを目指します。町民・団体・事業者などと行政が手を取りあい、携えながら協働し、共通の目標に向かって活力あるまちづくりを進めます。

【いの町におけるまちづくりの基本理念】

“「誇り」「愛着」「共感」を育み、持続可能な社会を実現”



めざす将来像

私たちは、みんなが手を取り合い、この豊かな自然と文化、人々の心の豊かさを守りながらしっかりと引き継ぎ、地域に住む誰もが、いの町を誇りに思い住み続けたいと思う、そして、一度外に出て行った子どもたちも帰って来なくなる、そんな「誇りに思い、住み続けたいまちづくり」を進めていきます。

“豊かな自然と心に出会えるまち いの”
— 誇りに思い、住み続けたいまち —



1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり

(自然環境・生活基盤)

地球温暖化対策は世界的な課題であり、いの町も脱炭素社会の実現に向けた環境対策が求められます。森林整備によるCO₂吸収量の確保や、水質汚濁防止に取り組み、循環型社会を推進し、また、住環境の向上や防災・減災、交通安全・防犯対策を進め、安全で快適なまちづくりと、豊かな自然を守り、誰もが住み続けられるまちを実現します。

【主な事業】

- 1 自然環境との共生
- 2 快適な生活基盤の整備
- 3 安全な住民生活の確保



2. 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり

(健康・福祉)

少子高齢化が進む中で、高齢者や障がい者を含むすべての町民が安心して健康に暮らせることが重要であり、健康や福祉への関心が高まっています。住民の多様なニーズに応じたサービスを提供し、安心でやさしいまちづくりを進めます。また、子育て環境の充実が求められ、出会いから育児に至る支援を通じて、子どもたちの最善の利益を実現し、全世代が助け合って安心して暮らせる町を目指します。

【主な事業】

- 1 健康づくりと医療サービスの充実
- 2 出会い・結婚・子育て支援
- 3 福祉の充実



3. 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり

(産業・観光)

地域の活力維持・向上には、産業の活性化と就業機会の創出が不可欠です。伝統の土佐和紙や農林業・製紙業の振興に加え、自然や地域資源を生かした多彩な産業を展開し、活力あるまちづくりを進めます。また、職の確保を通じて、住み続けたい、または帰りたくなる環境を整え、持続可能な地域の発展を目指します。

【主な事業】

- 1 農林畜水産業の振興
- 2 商工業・観光業等の振興



4. 人や文化を育む心豊かなまちづくり

(教育・文化)

子どもたちが複雑で予測困難な時代に対応できるよう、課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の人と協働して解決する力を育みます。これまでの道徳教育や自尊感情を高める教育を基盤に、令和5年度からは「令和の教育ビジョン」に基づき、一人ひとりの個性を伸ばす教育・保育を推進しています。

【主な事業】

- 1 学校教育・幼児教育・保育の充実
- 2 地域とともにある学校づくり
- 3 学び続けられる生涯学習社会の実現



5. 住民と行政の連携・協働によるまちづくり

(連携・協働)

持続可能なまちづくりを進めていくためには、町民の参画や町民が主体となった活動が不可欠であり、またそれらを支える高度な行政サービスを提供する体制が必要です。そのため、コミュニティの醸成を図るとともに、住民サービス及び職員資質の向上を図りながら、町民と行政が「誇り」「愛着」「共感」を持ち、連携・協働によるまちづくりを推進します。

【主な事業】

- 1 コミュニティの育成
- 2 人権の尊重と男女共同参画社会の推進
- 3 住民参画による行政運営



6. まち・ひと・しごと創生総合戦略

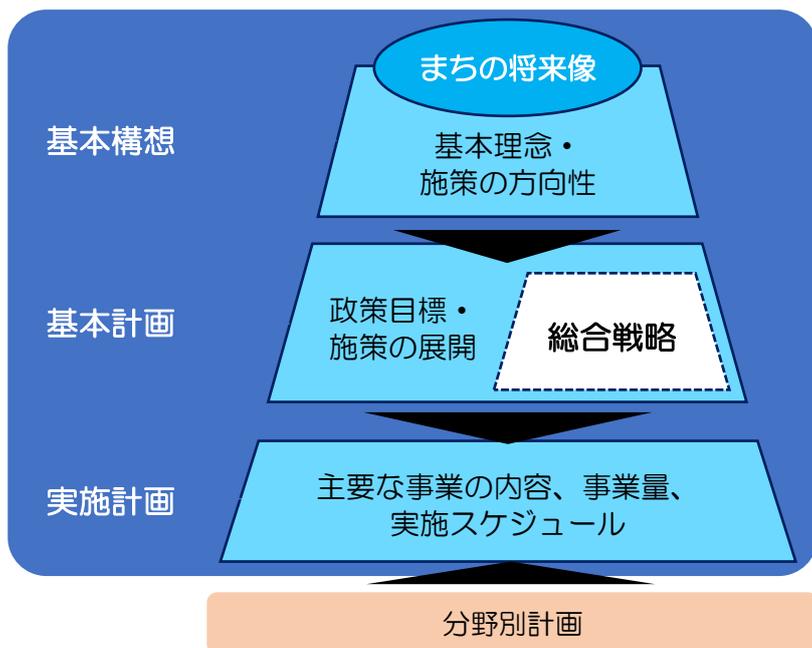
少子高齢化及び人口減少対策については、基本的に「出生数の維持・増加を図る」こと、「転入者が転出者を上回る状況をつくる」ことの2点と考えます。産業振興・移住定住、子育て、福祉、教育、暮らし、協働等、魅力あるまちづくりを展開し、町民が安全・安心に暮らしていける町を目指します。

【主な事業】

- 1 産業活性化と安定した雇用を創出する
- 2 新しい人の流れをつくる
- 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、仕事と子育てが両立できる環境を整備する
- 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

計画の構成

いの町では、平成 27 年に「第 2 次振興計画」を策定し、町の将来像実現に向けた施策を推進してきました。また、「第 2 期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地方創生に向けた施策を実施しています。これらの計画は令和 6 年に最終年度を迎え、人口減少対策は引き続き重要な課題です。そのため、計画の実行を推進するために、振興計画と総合戦略を一体的に検討し、整合性の取れた計画として進めます。この新しい計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。



計画の内容

構成	内容
基本構想	本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本理念や施策の方向性を示すもので、計画全体の方針となるものです。
基本計画	基本構想を受け、各行政分野における具体的な施策や事業を示すものです。社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分けて策定します。
	総合戦略 人口減少の克服、地方創生を目的とする「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略を包含します。
実施計画	基本計画に基づき、主要な事業の内容、事業量、実施スケジュールを示します。基本計画に定めた事業の優先度を定め、財政面や事業面等で実効性を持たせるものです。

計画期間

基本構想の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間です。基本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化等に対応できるよう、前期・後期に分割し、それぞれ 5 年間とします。

令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)	令和 12 年 (2030)	令和 13 年 (2031)	令和 14 年 (2032)	令和 15 年 (2033)	令和 16 年 (2034)
いの町第 3 次振興計画 基本構想（10 年間）									
前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）				